



鳥取県公報

平成 21 年 6 月 30 日 (火)
号外第 76 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (63) (子育て支援総室) 3
- ◇ 企業局管 みなと温泉館管理規程の一部を改正する規程 (3) (経営企画課) 35
理規程

==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

児童福祉法及び鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 児童自立生活援助事業、里親事業、小規模住居型児童養育事業及び一時預かり事業に係る申請書等の様式を定める。
- (2) 認可外保育施設の名称を届出保育施設等に改める等の所要の規定の整備を行う。
- (3) 障害児施設給付費等の軽減措置の適用要件から資産要件が廃止されることに伴う所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成21年7月1日とする(3)を除き、公布日とする。

規 則

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 6 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第63号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県児童福祉法施行細則（平成 3 年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下この条において「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下この条において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、削除条項並びに様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、追加条項並びに様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表とし、改正表に対応する改正後表が存在しない場合は、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下この条において「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下この条において「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削り、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び<u>里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>児童自立生活援助実施の申込み等</u>）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び<u>里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号。以下「里親省令」という。）</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

第9条の2 法第33条の6第2項の規定による申込書の提出は、児童自立生活援助実施申込書（様式第10号の3）を知事（権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては当該事務の委任を受けた鳥取県児童相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第13号）第1条の規定により設置された児童相談所の長（以下「児童相談所長」という。以下この条及び次条において同じ。）に提出して行わなければならない。

2 知事は、前項の申込書の提出があった場合において、児童自立生活援助の実施（法第25条の7第1項第3号に規定する児童自立生活援助の実施をいう。以下同じ。）を決定したときは、児童自立生活援助実施決定通知書（様式第10号の4）により当該申込みを行った者に対し通知するとともに、児童自立生活援助実施委託通知書（様式第10号の5）により当該児童自立生活援助の実施を受託した者に対し通知するものとする。

3 知事は、第1項の申込書の提出があった場合において、児童自立生活援助の実施をしないことを決定したときは、当該申込みを行った者に対し、理由を付して通知するものとする。

4 知事は、児童自立生活援助の実施の解除又は変更を決定したときは、児童自立生活援助実施（解除・変更）通知書（様式第10号の6）により第1項の申込みを行った者に通知するとともに、児童自立生活援助実施委託（解除・変更）通知書（様式第10号の7）により当該解除又は変更に係る児童自立生活援助の実施を受託した者に通知するものとする。

（措置決定の通知等）

第10条 知事は、法第27条第1項第3号若しくは第2項、第27条の2第1項又は第63条の3第1項の規定による措置を採ったときは、措置決定書（様式第11号）によりその保護者及び当該施設の長又は里親に通知するものとする。

2 略

（里親の認定の申請等）

第9条の2 法第33条の6第2項の規定による申込書の提出は、児童自立生活援助実施申込書（様式第10号の3）を知事（権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては当該事務の委任を受けた鳥取県児童相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第13号）第1条の規定により設置された児童相談所の長（以下「児童相談所長」という。以下この条及び次条において同じ。）に提出して行わなければならない。

2 知事は、前項の申込書の提出があった場合において、児童自立生活援助の実施（法第25条の7第1項第3号に規定する児童自立生活援助の実施をいう。以下同じ。）を決定したときは、児童自立生活援助実施決定通知書（様式第10号の4）により当該申込みを行った者に対し通知するとともに、児童自立生活援助実施委託通知書（様式第10号の5）により当該児童自立生活援助の実施を受託した者に対し通知するものとする。

3 知事は、第1項の申込書の提出があった場合において、児童自立生活援助の実施をしないことを決定したときは、当該申込みを行った者に対し、理由を付して通知するものとする。

4 知事は、児童自立生活援助の実施の解除又は変更を決定したときは、児童自立生活援助実施（解除・変更）通知書（様式第10号の6）により第1項の申込みを行った者に通知するとともに、児童自立生活援助実施委託（解除・変更）通知書（様式第10号の7）により当該解除又は変更に係る児童自立生活援助の実施を受託した者に通知するものとする。

（措置決定の通知等）

第10条 知事（権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては当該事務の委任を受けた鳥取県児童相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第13号）第1条の規定により設置された児童相談所の長（以下「児童相談所長」という。）。次項において同じ。）は、法第27条第1項第3号若しくは第2項、第27条の2第1項又は第63条の3第1項の規定による措置を採ったときは、措置決定通知書（様式第11号）によりその保護者及び当該施設の長又は里親に通知するものとする。

2 略

（里親の認定の申請等）

第13条 省令第36条の37第1項若しくは第2項（省令第36条の43において準ずる場合を含む。）の規定による認定に係る申請書の提出は、里親認定申請書（様式第19号）により行うものとする。

（里親資格の喪失の届出）

第13条の2 省令第36条の39第1項（省令第36条の43において準ずる場合を含む。）の規定による資格喪失の届出は、里親資格喪失届出書（様式第20号）を提出してしなければならない。

（里親の登録事項の変更の届出）

第13条の3 省令第36条の39第2項（省令第36条の43において準ずる場合を含む。）の規定による登録事項の変更の届出は、里親登録事項変更届出書（様式第20号の2）を提出してしなければならない。

（里親の登録の消除の申出）

第13条の4 省令第36条の40第1項第1号（省令第36条の43において準ずる場合を含む。）の規定による登録消除の申出は、里親登録消除申出書（様式第20号の3）を提出してしなければならない。

（里親の登録の更新）

第13条の5 省令第36条の42第1項（省令第36条の43において準ずる場合を含む。）の規定による登録更新の申請は、里親登録更新申請書（様式第20号の4）を提出してしなければならない。

第13条 里親省令第6条第1項（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）に規定する申請書は、里親認定申請書（様式第19号）によるものとする。

2 里親省令第6条第2項（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の申請書は、職業指導里親認定申請書（様式第19号の2）によるものとする。

3 知事は、前2項の申込書の提出があった場合において、里親としての認定をしたとき、又はしないことを決定したときは、当該申請者に書面をもって通知するものとする。

（里親の認定の取消しの申請）

第13条の2 里親省令第8条第1項第5号又は第2項第6号（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による申請は、里親認定取消申請書（様式第20号）を提出してしなければならない。

（里親の登録の申請）

第13条の3 里親省令第9条（里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による申請は、里親登録申請書（様式第20号の2）を提出してしなければならない。

（里親の登録の更新）

第13条の4 里親省令第10条第2項（里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）において準用する里親省令第9条の規定による申請は、里親登録更新申請書（様式第20号の3）を提出してしなければならない。

	<p>(里親の登録の取消しの申請)</p> <p><u>第13条の5 里親省令第11条第1項第3号又は第2項第2号(里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。)</u>の規定による申請は、<u>里親登録取消申請書(様式第20号の4)</u>を提出してしなければならない。</p> <p>(里親の登録事項の変更の届出)</p> <p><u>第13条の6 里親省令第13条第1項(里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。)</u>の規定による登録事項の変更の届出は、<u>里親登録事項変更届出書(様式第20号の5)</u>を提出してしなければならない。</p>
<p>(事故の発生の届出)</p> <p><u>第13条の6 里親が行う養育に関する最低基準第14条第2項</u>の規定による事故の発生の届出は、<u>事故発生届出書(様式第20号の5)</u>を提出してしなければならない。</p>	<p>(事故の発生の届出)</p> <p><u>第13条の7 里親省令第13条第1項(里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)</u>の規定による事故の発生の届出は、<u>事故発生届出書(様式第20号の6)</u>を提出してなければならない。</p>
<p>(養育の継続が困難な旨の届出)</p> <p><u>第14条 里親が行う養育に関する最低基準第14条第3項</u>の規定による届出は、<u>児童養育継続困難届出書(様式第20号の6)</u>を提出してしなければならない。</p>	<p>(養育の継続が困難な旨の届出)</p> <p><u>第14条 里親省令第13条第2項又は第3項(里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)</u>の規定による届出は、<u>児童養育継続困難届出書(様式第20号の7)</u>を提出してなければならない。</p>
<p>(障害児施設給付費等の支給等の申請)</p> <p><u>第15条の2 略</u></p> <p>2 法第24条の2第3項又は第24条の20第2項第1号ただし書若しくは第3項の規定の適用を受けようとする障害児の保護者は、<u>障害児施設給付費利用者負担額減額・免除等申請書(様式第25号の2)</u>及び<u>世帯状況・収入等申告書(様式第25号の3)</u>に、必要書類を添付して児童相談所長に提出しなければならない。</p>	<p>(障害児施設給付費等の支給等の申請)</p> <p><u>第15条の2 略</u></p> <p>2 法第24条の2第3項又は第24条の20第2項第1号ただし書若しくは第3項の規定の適用を受けようとする障害児の保護者は、<u>障害児施設給付費利用者負担額減額・免除等申請書(様式第25号の2)</u>及び<u>世帯状況・収入・資産等申告書(様式第25号の3)</u>に、必要書類を添付して児童相談所長に提出しなければならない。</p>
<p>(障害児施設給付費等の減額等に係る変更の申請)</p> <p><u>第15条の7 法第24条の2第3項、第24条の7第1項又は第24条の20第2項第1号ただし書若しくは第3項</u>の規定による利用者負担額の減額又は免除の決定を受けた障害児の保護者は、当該決定の内容に関する変更があるときは、<u>障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費利用者負担額減額・免除等変更</u></p>	<p>(障害児施設給付費等の減額等に係る変更の申請)</p> <p><u>第15条の7 法第24条の2第3項、第24条の7第1項又は第24条の20第2項第1号ただし書若しくは第3項</u>の規定による利用者負担額の減額又は免除の決定を受けた障害児の保護者は、当該決定の内容に関する変更があるときは、<u>障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費利用者負担額減額・免除等変更</u></p>

<p>申請書（様式第25号の9）及び<u>世帯状況・収入等申告書（様式第25号の3）</u>に、必要書類を添付して児童相談所長に提出しなければならない。</p>	<p>申請書（様式第25号の9）及び<u>世帯状況・収入・資産等申告書（様式第25号の3）</u>に、必要書類を添付して児童相談所長に提出しなければならない。</p>
<p>（<u>児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の開始の届出</u>）</p>	<p>（児童自立生活援助事業の開始の届出）</p>
<p>第16条 法第34条の3第1項の規定による届出は、<u>児童自立生活援助事業届出書（様式第26号）又は小規模住居型児童養育事業届出書（様式第26号の2）</u>を提出してしなければならない。</p>	<p>第16条 法第34条の3第1項の規定による届出は、<u>児童自立生活援助事業届出書（様式第26号）</u>を提出してしなければならない。</p>
<p>（<u>児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の届出事項の変更の届出</u>）</p>	<p>（児童自立生活援助事業の届出事項の変更の届出）</p>
<p>第17条 法第34条の3第2項の規定による届出は、<u>児童自立生活援助事業届出事項変更届出書（様式第27号）又は小規模住居型児童養育事業届出事項変更届出書（様式第27号の2）</u>を提出してしなければならない。</p>	<p>第17条 法第34条の3第2項の規定による届出は、<u>児童自立生活援助事業届出事項変更届出書（様式第27号）</u>を提出してしなければならない。</p>
<p>（<u>児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の廃止等の届出</u>）</p>	<p>（児童自立生活援助事業の廃止等の届出）</p>
<p>第18条 法第34条の3第3項の規定による届出は、<u>児童自立生活援助事業廃止（休止）届出書（様式第28号）又は小規模住居型児童養育事業廃止（休止）届出書（様式第28号の2）</u>を提出してしなければならない。</p>	<p>第18条 法第34条の3第3項の規定による届出は、<u>児童自立生活援助事業廃止（休止）届出書（様式第28号）</u>を提出してなければならない。</p>
<p>（<u>一時預かり事業における事業開始の届出</u>）</p>	
<p>第19条 法第34条の11第1項の規定による届出は、<u>一時預かり事業開始届出書（様式第29号）</u>を提出してなければならない。</p>	
<p>（<u>一時預かり事業における事業変更の届出</u>）</p>	
<p>第19条の2 法第34条の11第2項の規定による届出は、<u>一時預かり事業変更事項届出書（様式第29号の2）</u>を提出してなければならない。</p>	
<p>（<u>一時預かり事業における事業廃止等の届出</u>）</p>	
<p>第19条の3 法第34条の11第3項の規定による届出は、<u>一時預かり事業廃止（休止）届出書（様式第29号の3）</u>を提出してなければならない。</p>	
<p>（<u>児童福祉施設の設置の届出</u>）</p>	<p>（児童福祉施設の設置の届出）</p>
<p>第20条 法第35条第3項の規定による届出は、<u>児童福祉施設設置届出書（様式第30号）</u>を提出してしなけ</p>	<p>第19条 法第35条第3項の規定による届出は、<u>児童福祉施設設置届出書（様式第29号）</u>を提出してしなけ</p>

ればならない。

(児童福祉施設の設置認可の申請等)

第21条 省令第37条第2項の規定による申請は、児童福祉施設設置認可申請書(様式第31号)を提出してしなければならない。

2 略

(児童福祉施設の届出事項等の変更の届出)

第22条 省令第37条第4項の規定による届出は、児童福祉施設届出事項変更届出書(様式第32号又は様式第32号の2)を、同条第5項の規定による変更届出は、児童福祉施設設置認可(届出)事項変更届出書(様式第33号)を、同条第6項の規定による変更届出は、児童福祉施設認可事項変更届出書(様式第34号又は様式第34号の2)を提出してしなければならない。

(児童福祉施設の廃止等の届出)

第23条 法第35条第6項の規定による届出は、児童福祉施設廃止(休止)届出書(様式第35号)を提出してしなければならない。

(児童福祉施設の廃止等の承認の申請等)

第24条 省令第38条第2項の規定による承認を受けようとする者は、児童福祉施設廃止(休止)承認申請書(様式第36号)を提出してなければならない。

2 略

(縁組承諾の許可の申請)

第25条 省令第39条第1項の規定による申請は、養子縁組承諾許可申請書(様式第37号)を提出してしなければならない。

2 省令第39条第2項の規定による通知は、養子縁組承諾(不承諾)決定通知書(様式第38号)により行うものとする。

(届出保育施設等における事業開始の届出)

第27条 法第59条の2第1項の規定による届出は、届出保育施設等事業開始届出書(様式第39号)を提出してしなければならない。

(届出保育施設等の事業内容等の変更の届出)

ればならない。

(児童福祉施設の設置認可の申請等)

第20条 省令第37条第2項の規定による申請は、児童福祉施設設置認可申請書(様式第30号)を提出してしなければならない。

2 略

(児童福祉施設の届出事項等の変更の届出)

第21条 省令第37条第4項の規定による届出は、児童福祉施設届出事項変更届出書(様式第31号)を、同条第5項による変更届出は、児童福祉施設設置認可(届出)事項変更届出書(様式第32号)を、同条第6項による変更届出は、児童福祉施設認可事項変更届出書(様式第33号)を提出してしなければならない。

第22条 削除

(児童福祉施設の廃止等の届出)

第23条 法第35条第6項の規定による届出は、児童福祉施設廃止(休止)届出書(様式第34号)を提出してなければならない。

(児童福祉施設の廃止等の承認の申請等)

第24条 省令第38条第2項の規定による承認を受けようとする者は、児童福祉施設廃止(休止)承認申請書(様式第35号)を提出してなければならない。

2 略

(縁組承諾の許可の申請)

第25条 省令第39条第1項の規定による申請は、養子縁組承諾許可申請書(様式第36号)を提出してなければならない。

2 省令第39条第2項の規定による通知は、養子縁組承諾(不承諾)決定通知書(様式第37号)により行うものとする。

(認可外保育施設における事業開始の届出)

第27条 法第59条の2第1項の規定による届出は、認可外保育施設事業開始届出書(様式第39号)を提出してなければならない。

(認可外保育施設の事業内容等の変更の届出)

第28条 法第59条の2第2項前段の規定による届出は、届出保育施設等変更事項届出書（様式第40号）を提出してしなければならない。

（届出保育施設等の事業の廃止等の届出）

第29条 法第59条の2第2項後段の規定による届出は、届出保育施設等事業廃止（休止）届出書（様式第41号）を提出してしなければならない。

（届出保育施設等の運営状況の報告）

第30条 法第59条の2の5第1項の規定による報告は、届出保育施設等運営状況報告書（様式第42号）を提出してしなければならない。

様式第10号の2（第9条関係） 略

様式第10号の3（第9条の2関係）

児童自立生活援助実施申込書

平成 年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申込者 住 所

氏 名

㊞

児童自立生活援助の実施について、児童福祉法第33条の6第2項の規定により、次のとおり申込みます。

実施希望者	氏名	
	性別	
	居住地	
	生年月日	
	措置解除施設名	
	職業	事業所名 所在地
家族状況	続柄 氏名	
	続柄 氏名	
	続柄 氏名	
連絡先	住所	
	電話番号	
入居を希望する事業所名		

第28条 法第59条の2第2項前段の規定による届出は、認可外保育施設変更事項届出書（様式第40号）を提出してしなければならない。

（認可外保育施設等の事業の廃止等の届出）

第29条 法第59条の2第2項後段の規定による届出は、認可外保育施設事業廃止（休止）届出書（様式第41号）を提出してなければならない。

（認可外保育施設の運営状況の報告）

第30条 法第59条の2の5第1項の規定による報告は、認可外保育施設運営状況報告書（様式第42号）を提出してなければならない。

様式第10号の2（第9条関係） 略

自立生活援助の実施を希望する理由	
自立生活援助の実施を希望する期間	年 月から 年 月まで

注

- この実施申込書は、居住地域を所管する児童相談所長に提出してください。なお、児童自立生活援助事業者が、実施希望者に代わって当該申込書を提出する場合にあっては、委任状を添付してください。
- この実施申込書には、住民票、所得課税証明書を添付してください。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第10号の4（第9条の2関係）

児童自立生活援助実施決定通知書

番 号
平成 年 月 日

様

職 氏名 

申込みのありました児童自立生活援助の実施について、次のとおり決定したので通知します。

実施児童	氏名	
	居住地	
	生年月日	
	措置解除施設名	
委託事業所名	名称	
	所在地	
自立生活援助実施期間		年 月から 年 月まで

注

- 児童福祉法第56条の規定により負担することとなる徴収金の額及び納入方法については、別途、徴収予定額決定通知書により通知します。
- 児童自立生活援助実施申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 児童自立生活援助実施が適当と認められなくなった場合には、実施を解除します。
- 児童自立生活援助の実施期間については、期

間が満了した時点でさらに継続して援助が必要と認められる場合は、延長されることがあります。

様式第10号の5（第9条の2関係）

児童自立生活援助実施委託通知書

番 号
平成 年 月 日

様

職 氏名 印

次の児童に係る児童自立生活援助の実施について、下記のとおり委託することとしましたので通知します。関係法令及び実施要綱の定めるところにより、適切な援助を実施してください。

委託児童	氏名	
	住所	
	生年月日	
	措置解除施設名	
入居事業所名	名称	
	所在地	
自立生活援助実施期間		年 月から 年 月まで

様式第10号の6（第9条の2関係）

児童自立生活援助実施（解除・変更）通知書

平成 年 月 日

様

職 氏名 印

年 月 日付 号で決定を行った児童自立生活援助の実施については、下記のとおり（解除・変更）するので通知します。

（解除・変更）児童	氏名	
	住所	
	生年月日	
入居事業所	名称	
	所在地	
（解除・変更）の内容		
（解除・変更）の理由		

(解除・変更)年月日

様式第10号の7 (第9条の2関係)

児童自立生活援助実施委託(解除・変更)通知書

平成 年 月 日

様

職 氏名 印

次の児童に係る児童自立生活援助の実施について、下記のとおり委託を(解除・変更)することとしましたので通知します。

(解除・変更)児童	氏名	
	住所	
	生年月日	
入居事業所	名称	
	所在地	
(解除・変更)の内容		
(解除・変更)の理由		
(解除・変更)年月日		

様式第19号 (第13条関係)

里親認定申請書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の認定を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の37(児童福祉法施行規則第36条の43において準ずる場合を含む。)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名

印

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名		職 業	
	年 齢		性 別	
	健康状態		電話番号	
	住 所			

様式第19号 (第13条関係)

里親認定申請書

職 氏 名 様

養育 }
親族 } 里親の認定を受けたいので、里親の認
短期 }
専門 }

定等に関する省令第6条第1項(第15条において準用する同令第6条第1項、第17条において準用する同令第6条第1項、第20条において準用する同令第6条第1項)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名

印

氏名

印

申請者	フリガナ		年 性	フリガナ		年 性
	氏 名		齢 別	氏 名		齢 別
	職 業			職 業		
	健康状態			健康状態		

同居人	養育里親研修修了年月日（修了見込年月日）					住 所						
	年 月 日（ 年 月 日）					電話番号		ファミリ番号				
	氏名	生年月日	性別	職 業	健康状態	氏名	年齢	性別	続柄	職 業	健康状態	
		年 月 日										
		年 月 日										
	年 月 日											
	年 月 日											
里親になることを希望する理由												
里親になることを希望する理由												
該当する番号を で囲み必要事項を記入すること。 1 1年以内の養育期間を希望する者 2 従前に里親の経験がある者 (1) 登録期間： (2) 登録自治体： 3 専門里親の要件 (1) 養育里親として3年以上委託児童を養育した者 (2) 3年以上児童福祉事業に従事し、知事が適当と認めた者 (3) 知事が(1)又は(2)と同等以上の能力を有すると認めた者 4 専門里親として委託児童の養育に専念できる者 5 専門里親研修を修了した年月日（見込みを含む。） 年 月 日（ 年 月 日）												
注 略						注 略						
添付書類						添付書類						
1 申請者及びその同居人の履歴書 2 略 3 <u>養育里親希望者については、養育里親研修を修了したこと又は修了する見込であることを証する書類</u> 4 <u>児童福祉法第34条の15第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類</u> 5 <u>専門里親希望者については、次のいずれかの者に該当することを証する書類</u> (1) <u>養育里親として3年以上委託児童を養育した者</u>						1 申請者及びその同居の家族の履歴書 2 略						

- (2) 3年以上児童福祉事業に従事した者
- (3) (1)又は(2)と同等以上の能力を有する者

6 専門里親希望者については、専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

様式第19号の2（第13条関係）

職業指導里親認定申請書

職 氏 名 様

職業指導里親の認定を受けたいので、里親の認定に関する省令第6条第2項（第15条において準用する同令第6条第2項、第17条において準用する同令第6条第2項、第20条において準用する同令第6条第2項）の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所
申請者 氏名 ㊟
氏名 ㊟

申 請 者	フリガナ 氏 名	年 齢	性 別	フリガナ 氏 名	年 齢	性 別
	職業					
	住所					
	電話 番号					
同 居 の 家 族	氏 名	年 齢	性 別	続柄	職 業	

里親になることを希望する理由		
指導しよ	職種（職名）	（経験年数 年）

うとする 職業	内容	
職業指導 について	事業所等の所在地	所在地： 連絡先：
	職場の概要	敷地： m ² 建物： m ²
	事業所等の隣接する地帯等その環境	
	事業所における他の労働者の状況	労働者総数： 人 その他特記事項等

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第20号（第13条の2関係）

里親資格喪失届出書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の資格を喪失したので、児童福祉法施行規則第36条の39第1項（児童福祉法施行規則第36条の43において準ずる場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所
氏名 ㊟
本人との関係
電話番号

記

登録年月日	年 月 日
登録番号	
フリガナ	-----
氏名	
資格喪失年月日	年 月 日
資格を喪失した事由	死亡した。 本人又は同居人が次のいずれかに該当するに至った。 成年被後見人又は被保佐人となった。

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

注

- 1 届出者については、次のとおりとする。
 - (1) 里親本人が死亡したとき：相続人
 - (2) 里親本人が成年被後見人又は被保佐人となったとき：その後見人又は保佐人
 - (3) 同居人が成年被後見人又は被保佐人となったとき：里親本人
 - (4) その他：里親本人
- 2 資格を喪失するに至った場合には、その日から30日以内に届け出ること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第20号の2（第13条の3関係）

里親登録事項変更届出書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親に係る登録を受けている事項について下記のとおり変更があったので、児童福祉法施行規則第36条の39第2項（児童福祉法施行規則第36条の43において準ずる場合を含む。）の規定により届け出ます。

年 月 日

住所
フリガナ
届出者 氏名 ㊟
記

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第20号の3 (第13条の4関係)

里親登録消除申出書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の登録の消除を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の40第1項第1号(児童福祉法施行規則第36条の43において準ずる場合を含む。)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所
申請者 氏名 ㊟

申請者	フリガナ	年 齢
	氏 名	
登録の消除を希望する理由		

注 略

様式第20号 (第13条の2関係)

里親認定取消申請書

職 氏 名 様

養 育 }
親 族 }
短 期 } 里親の認定の取消を受けたいので、
専 門 }
職業指導 }

里親の認定等に関する省令(第 条において準用する)第8条第1項第5号(第2項第6号)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所
申請者 氏名 ㊟
氏名 ㊟

申請者	フリガナ	年 齢
	氏 名	
認定の取消しを希望する理由	フリガナ	年 齢
	氏 名	

注 略

様式第20号の2 (第13条の3関係)

里親登録申請書

職 氏 名 様

養 育 }
 短 期 } 里親に係る登録を受けたいので、
 専 門 }
 職業指導 }

里親の認定等に関する省令第9条（第17条において準用する同令第9条、第20条において準用する同令第9条）の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所
 申請者 氏名 ⑩
 氏名 ⑩

申 請 者	フリガナ		性 別	フリガナ		性 別
	氏 名			氏 名		
	生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日		
	住 所					
	電話番号		ファミリー番号			
	認定年月日	年 月 日				

登録年月日	年 月 日		
登録番号		登録番号	

備考 印は、県で記入すること。
 注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第20号の4（第13条の5関係）

里親登録更新申請書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の登録更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の42第1項（児童福祉法施行規則第36条の43において準ずる場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

様式第20号の3（第13条の4関係）

里親登録更新申請書

職 氏 名 様

養 育 }
 短 期 } 里親に係る登録を更新したいので、
 専 門 }
 職業指導 }

里親の認定に関する省令第10条第2項（第17条において準用する同令第10条第2項、第20条において準用する同令第10条第2項）において準用する里親省令第9条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 ㊟

申請者 氏名 ㊟
氏名 ㊟

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏 名		職 業		
	年 齢		性 別		
	健康状態		電話番号		
	住 所				
	養育里親研修修了年月日(修了見込年月日)				
年 月 日(年 月 日)					
同居人	氏名	生年月日	性別	職 業	健康状況
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
里親を継続する理由					
<p>該当する番号を で囲み必要事項を記入すること。</p> <p>1 1年以内の養育期間を希望する者</p> <p>2 従前に里親の経験がある者</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 登録期間：</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 登録自治体：</p> <p>3 専門里親の要件</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 養育里親として3年以上委託児童を養育した者</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 3年以上児童福祉事業に従事し、知事が適当と認めた者</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 知事が(1)又は(2)と同等以上の能力を有すると認めた者</p> <p>4 専門里親として委託児童の養育に専念できる者</p> <p>5 専門里親研修を修了した年月日(見込を含む。)</p> <p style="margin-left: 20px;">年 月 日(年 月 日)</p>					

申請者	フリガナ		性別	フリガナ		性別
	氏 名			氏 名		
	生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
	住 所					
	電話番号		ファクシミリ番号			
	認定年月日	年 月 日				

更新年月日	年 月 日
-------	-------

備考 印欄は、県で記入すること。

注 略

注 略

添付書類

- 1 申請者及びその同居人の履歴書
- 2 申請者の居住する家屋の平面図
- 3 養育里親については、養育里親研修を修了したこと又は修了する見込であることを証する書

類

4 児童福祉法第34条の15第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

5 専門里親については、次のいずれかの者に該当することを証する書類

(1) 養育里親として3年以上委託児童を養育した者

(2) 3年以上児童福祉事業に従事した者

(3) (1)又は(2)と同等以上の能力を有する者

6 専門里親については、専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

様式第20号の4（第13条の5関係）

里親登録取消申請書

職 氏 名 様

養 育	}	里親に係る登録の取消しを受けた
短 期		
専 門		
職業指導		

いので、里親の認定等に関する省令（第 条において準用する）第11条第1項第3号（第2項第2号）の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 ㊟

氏名 ㊟

申請者	フリガナ		年齢
	氏 名		
登録の取消し申請を希望する理由	フリガナ		年齢
	氏 名		

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第20号の5（第13条の6関係）

里親登録事項変更届出書

様式第20号の5 (第13条の6関係)

事故発生届出書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親として養育している児童について下記のとおり事故が発生したので、里親が行う養育に関する最低基準第14条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所
フリガナ
届出者 氏 名

職 氏 名 様

養 育 }
短 期 } 里親に係る登録を受けている事項に
専 門 }
職業指導 }

ついて下記のとおり変更があったので、里親の認定等に関する省令第13条第1項(第17条において準用する同令第13条第1項、第20条において準用する同令第13条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
フリガナ
届出者 氏名

記

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第20号の6 (第13条の7関係)

事故発生届出書

職 氏 名 様

養 育 }
親 族 } 里親として養育している児童につ
短 期 }
専 門 }
職業指導 }

いて下記のとおり事故があったので、里親の認定等に関する省令第13条第1項(第15条において準用する同令第13条第1項、第17条において準用する同令第13条第1項、第20条において準用する同令第13条第1項)の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所
フリガナ
届出者 氏 名

記			
事故のあった児童	フリガナ 氏 名		年 齢
養育里親名			
略			
事故の発生した日時			
事故の発生原因			
略			
注 略			

様式第20号の6（第14条関係）

児童養育継続困難届出書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親として児童の養育を継続することが困難となったので、里親が行う養育に関する最低基準第14条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
フリガナ
届出者 氏 名 ㊞

略

注 略

様式第26号（第16条関係）

児童自立生活援助事業開始届出書
年 月 日

職 氏 名 様

記			
事故のあった児童	フリガナ 氏 名		年 齢
略			
事故の発生した日時			
略			
注 略			

様式第20号の7（第14条関係）

児童養育継続困難届出書

職 氏 名 様

養 育 }
親 族 }
短 期 } 里親として児童の養育を継続するこ
専 門 }
職業指導 }

とが困難となったので、里親の認定等に関する省令（第 条において準用する）第13条第2項（第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
フリガナ
届出者 氏 名 ㊞
フリガナ
氏 名 ㊞

略

注 略

様式第26号（第16条関係）

児童自立生活援助事業開始届出書
年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
フリガナ
届出代表者 氏 名 ㊟
電話番号

児童自立生活援助事業を開始したいので、児童福祉法第34条の3第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

略	
職員の定数及び職務の内容	
施設	略
	所在地
略	

注 略
添付書類

- 1 条例、定款その他の基本約款
- 2 運営規程
- 3 略
- 4 収支予算書及び事業計画書（インターネットを利用して閲覧できない場合に限る。）

5 施設を運営するものについては施設の平面図

様式第26号の2（第16条関係）

小規模住居型児童養育事業開始届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
フリガナ
届出代表者 氏 名 ㊟
電話番号

小規模住居型児童養育事業を開始したいので、児童福祉法第34条の3第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

事業の種類及び内容	
-----------	--

郵便番号
住 所
フリガナ
届出代表者 氏 名 ㊟
電話番号

児童自立生活援助事業を開始したいので、児童福祉法第34条の3第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

略	
職員の定数及び職務の内容	
事業を行おうとする区域	
施設	略
	所在地
	入所定員
略	

注 略
添付書類

- 1 条例、定款その他の基本約款
- 2 略
- 3 収支予算書及び事業計画書
- 4 委託により実施する場合は、その契約書の写し

経営者の氏名及び住所		
職員の定数及び職務の内容		
施 設	名称	
	種類	
	所在地	
事業開始の年月日		年 月 日

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 条例、定款その他の基本約款
- 2 運営規程
- 3 主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- 4 収支予算書及び事業計画書（インターネットを利用して閲覧できない場合に限る。）
- 5 施設を経営するものについては施設の平面図

様式第27号（第17条関係） 略

様式第27号（第17条関係） 略

様式第27号の2（第17条関係）

小規模住居型児童養育事業届出事項変更届出書

職 氏 名 様

小規模住居型児童養育事業について変更したので、児童福祉法第34条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

届出代表者 氏 名

㊞

電話番号

変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 変更内容を記載した書類

様式第28号（第18条関係） 略

様式第28号（第18条関係） 略

様式第28号の2（第18条関係）

小規模住居型児童養育事業廃止（休止）届出書

職 氏 名 様

小規模住居型児童養育事業を廃止（休止）したいので、児童福祉法第34条の3第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

届出代表者 氏 名 ㊟

電話番号

事業の種類及び内容	
廃止（休止）しようとする年月日	年 月 日
廃止（休止）の理由	
現に便宜を受け又は入所している者に対する措置	
休止の予定期間（休止しようとする場合に限る。）	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第29号（第19条関係）

年 月 日

一時預かり事業開始届出書

職 氏 名 様

届出代表者 氏名 ㊟

児童福祉法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業を開始したいので、同法第34条の11第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

事業の種類 (事業類型)			
事業の内容	1		
経営者氏名 (法人の名称)			
経営者住所 (主たる事務所の所在地)			
主な職員	名 (氏名、経歴を記載した書類を添付すること。)		
事業区域	2		
施設の種類及び名称			
施設の所在地		利用 定員	
施設の面積及び構造	面積 m^2 保育室 m^2 : 1人あたり m^2 乳児室又はほふく室 m^2 : 1人あたり m^2 その他 m^2 : 1人あたり m^2 構造 造 階建		
設 備	ベビーベッド 台、遊具() その他()		
事業開始年月日	年 月 日		
条例、定款その他の基本約 款	(書類を添付)		
注			
1 1の欄は、事業内容を簡潔に記載すること。			
2 2の欄は、市町村名を記載してください。 市町村内の一部が実施区域である場合は、町名等を記載の上、適宜地図を添付してください。			
添付書類			
1 収支予算書及び事業計画書(インターネットを利用して閲覧できない場合に限る。)			
2 主な職員の氏名及び経歴を記載した書類			
3 施設の平面図			
様式第29号の2(第19条の2関係)			

年 月 日

一時預かり事業変更事項届出書

職 氏 名 様

届出代表者 氏名 ㊟

標記について、児童福祉法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業を変更したので、同法第34条の11第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

添付書類 変更内容を記載した書類

様式第29号の3 (第19条の3関係)

年 月 日

一時預かり事業廃止(休止)届出書

職 氏 名 様

届出代表者 氏名 ㊟

児童福祉法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業を廃止(休止)したいので、同法第34条の11第3項の規定に基づき届け出ます。

経営者氏名 (法人の名称)			
経営者住所 (主たる事務所の所在地)			
施設の名称			
施設の所在地		利用 定員	
事業廃止(休止)年月日(休止の場合、休止の予定年月日)	年 月 日(年 月 日~	年 月 日)
廃止(休止)理由			

現に便宜を受けてい
る乳幼児に対する措
置

様式第30号（第20条関係） 略

様式第31号（第21条関係） 略

様式第32号（第22条関係） 略

様式第32号の2（第22条関係） 略

様式第33号（第22条関係） 略

様式第34号（第22条関係） 略

様式第34号の2（第22条関係） 略

様式第35号（第23条関係） 略

様式第36号（第24条関係） 略

様式第37号（第25条関係） 略

様式第38号（第25条関係） 略

様式第39号（第27条関係）

届出保育施設等事業開始届出書

年 月 日

職 氏名 様

届出保育施設等の事業を開始しましたので、児童福祉法第59条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

郵便番号

住 所

（団体にあつては、主たる事務所の所在地）

フリガナ

届出者 氏 名

㊞

様式第29号（第19条関係） 略

様式第30号（第20条関係） 略

様式第31号（第21条関係）その1 略

様式第31号（第21条関係）その2 略

様式第32号（第21条関係） 略

様式第33号（第21条関係）その1 略

様式第33号（第21条関係）その2 略

様式第34号（第23条関係） 略

様式第35号（第24条関係） 略

様式第36号（第25条関係） 略

様式第37号（第25条関係） 略

様式第38号 削除

様式第39号（第27条関係）

認可外保育施設事業開始届出書

職 氏名 様

認可外保育施設の事業を開始しましたので、児童福祉法第59条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

郵便番号

住 所

（団体にあつては、主たる事務所の所在地）

フリガナ

届出者 氏 名

㊞

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

略

注 略
添付書類
1 ~ 3 略

様式第40号 (第28条関係)

届出保育施設等変更事項届出書

年 月 日

職 氏名 様

届出保育施設等に係る届出事項を変更したので、児童福祉法第59条の2第2項前段の規定により、次のとおり届け出ます。

郵便番号
住 所
(団体にあっては、主たる事務所の所在地)
フリガナ

届出者 氏 名 ㊞
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

略

添付書類 略

様式第41号 (第29条関係)

届出保育施設等事業廃止 (休止) 届出書

年 月 日

職 氏名 様

届出保育施設等の事業を廃止 (休止) したので、児童福祉法第59条の2第2項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

郵便番号

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

略

注 略
添付書類
1 ~ 3 略

様式第40号 (第28条関係)

認可外保育施設変更事項届出書

職 氏名 様

認可外保育施設に係る届出事項を変更したので、児童福祉法第59条の2第2項前段の規定により、次のとおり届け出ます。

郵便番号
住 所
(団体にあっては、主たる事務所の所在地)
フリガナ

届出者 氏 名 ㊞
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

略

添付書類 略

様式第41号 (第29条関係)

認可外保育施設事業廃止 (休止) 届出書

職 氏名 様

認可外保育施設等の事業を廃止 (休止) したので、児童福祉法第59条の2第2項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

郵便番号

<p style="text-align: center;">住 所 (団体にあっては、主たる 事務所の所在地) フリガナ 届出者 氏 名 ㊟ (団体にあっては、名称及 び代表者の氏名) 電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>様式第42号 (第30条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>届出保育施設等運営状況報告書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p>届出保育施設等の運営状況について、児童福祉法第59条の2の5第1項の規定により、次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">郵便番号 住 所 (団体にあっては、主たる 事務所の所在地) フリガナ 届出者 氏 名 ㊟ (団体にあっては、名称及 び代表者の氏名) 電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>注 略 添付書類 1 ~ 3 略</p>	<p style="text-align: center;">住 所 (団体にあっては、主たる 事務所の所在地) フリガナ 届出者 氏 名 ㊟ (団体にあっては、名称及 び代表者の氏名) 電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>様式第42号 (第30条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>認可外保育施設運営状況報告書</u></p> <p>職 氏名 様</p> <p>認可外保育施設の運営状況について、児童福祉法第59条の2の5第1項の規定により、次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">郵便番号 住 所 (団体にあっては、主たる 事務所の所在地) フリガナ 届出者 氏 名 ㊟ (団体にあっては、名称及 び代表者の氏名) 電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>注 略 添付書類 1 ~ 3 略</p>
---	---

第2条 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第25号の2の裏面を次のように改める。

(裏面)

	<p>負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入
--	---

申請 する 減 免 の 種 類	の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの 4 市町村民税課税世帯（サービスを利用される方が18歳以上の場合：所得割16万円未満、サービスを利用される方が障害児の場合：所得割28万円未満）に属するもの 18歳以上（施設に入所する場合は20歳以上）の方の「世帯」の範囲は「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。以下同じ。	
	個別減免・医療型個別減免に関する認定 下記の1又は2のいずれかに当てはまるため、個別減免・医療型個別減免を申請します。	
	1 施設を利用する方が20歳以上の場合（下記項目を満たすこと。） （1）施設入所者（注1）又は医療型施設入所者（注2）であること。（年齢 歳） （2）市町村民税非課税世帯の者	2 施設を利用する方が20歳未満の場合 （1）医療型施設入所者（注2）であること。（年齢 歳）
	特定入所障害児食費等給付費に関する認定（医療型施設は除く。） 下記のいずれにも当てはまるため、特定入所障害児食費等給付費を申請します。	
	（施設を利用する方が20歳以上の場合） 1 施設入所者（注1）であること。（年齢 歳） 2 市町村民税非課税世帯の者	（施設を利用する方が20歳未満の場合） 1 施設入所者（注1）であること。（年齢 歳）
生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置又は特例補足給付）に関する認定 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置 特例補足給付）を申請します。 ＊福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。		

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

（注1） 対象施設は、障害児施設給付費の対象となる入所施設（通所施設は除く。）

（注2） 対象施設は、障害児施設給付費及び障害児施設医療費の対象となる入所施設（通所施設は除く。）

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外（下の欄に記入）	
フリガナ 氏 名		申請者 との関係	
住 所	郵便番号	電話番号	

様式第25号の3を次のように改める。

様式第25号の3（第15条の2、第15条の7関係）

（表面）

世帯状況・収入等申告書

職 氏名 様

申告年月日 年 月 日

申告者（保護者）住所

（保護者）氏名

（ 障害児施設等軽減を申請する場合
 生計中心者住所
 " 氏名 ）

次のとおり申告します。

1 世帯の状況等について 住民票と同じ

	氏 名	生 年 月 日	本人との関係	市 町 村 民 税 の 状 況
申請者				課税 非課税
世帯主				課税 非課税
世帯員				課税 非課税
				課税 非課税

2 申請者の収入の状況について

〔個別減免・補足給付を申請しない場合...、及びのみ記入〕
 〃 申請する場合...すべて記入

(1) 合計所得金額の状況

合計所得金額	円
--------	---

(2) 収入等の状況

収入(A)(年収)

区分	種 類	収入額
稼得 等収 入	障害年金等(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給 付金、障害を事由に支給される労災による年金等、遺族基礎年金、遺族 厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等)()	円
	特別児童扶養手当等(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手 当又は特別児童扶養手当)()	円
	工賃等収入	円
	その他の収入()	円
その 他収 入	仕送り収入	円
	不動産等による家賃収入	円
	その他の収入()	円

必要経費(B)

種 類	内 容	金 額
租 税		円
		円
社会保険料		円
		円

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外(下の欄に記入)	
フリガナ		申請者	
氏 名		との関係	
住 所	郵便番号	電話番号	

(記入上の注意)

- 1 収入のうち証明書等があるものは、この申請書に必ず添付してください。
- 2 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 3 不実の申告をした場合、関係法令により処罰される場合があります。

様式第25号の9を次のように改める。

様式第25号の9(第15条の7関係)

(表面)

障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費利用者負担額減額・免除等変更申請書

職 氏名 様

次のとおり申請します。

申請年月日

年 月 日

申請者	フリガナ 氏 名		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
	居住地	郵便番号	受給者証番号		
			電話番号		
支給申請に係る 障害児氏名	フリガナ		生年月日	昭和 平成	年 月 日
			続 柄		
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
変更理由					

変更申請する 減免の種類	<p>負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用（の変更）を申請します。 （当てはまるものに を付ける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。）</p> <p>1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの 4 市町村民税課税世帯（サービスを利用される方が18歳以上の場合：所得割16万円未満、サービスを利用される方が障害児の場合：所得割28万円未満）に属するもの</p> <p>18歳以上（施設に入所する場合は20歳以上）の方の「世帯」の範囲は「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。以下同じ。</p>				
	<p>個別減免・医療型個別減免に関する認定 下記の1又は2のいずれかに当てはまるため、個別減免・医療型個別減免（の変更）を申請します。</p>				
	1 施設を利用する方が20歳以上の場合 （下記項目を満たすこと。） （1）施設入所者（注1）又は医療型施設入所者（注2）であること。（年齢 歳） （2）市町村民税非課税世帯の者	2 施設を利用する方が20歳未満の場合 （1）医療型施設入所者（注2）であること。（年齢 歳）			
	<p>特定入所障害児食費等給付費に関する認定（医療型施設は除く。） 下記のいずれにも当てはまるため、特定入所障害児食費等給付費（の変更）を申請します。</p>				
	（施設を利用する方が20歳以上の場合）		（施設を利用する方が20歳未満の場合）		
	1 施設入所者（注1）であること。（年齢		1 施設入所者（注1）であること。（年齢		

歳)	歳)
2 市町村民税非課税世帯の者	
生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、特例補足給付）に関する認定 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置 特例補足給付）（の変更）を申 請します。 * 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	

(裏面)

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

(注1) 対象施設は、障害児施設給付費の対象となる入所施設（通所施設は除く。）

(注2) 対象施設は、障害児施設給付費及び障害児施設医療費の対象となる入所施設（通所施設は除く。）

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外（下の欄に記入）	
フリガナ		申 請 者	
氏 名		との関係	
住 所	郵便番号	電話番号	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第15条の2及び第15条の7の改正規定並びに第2条の規定は、平成21年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県児童福祉法施行細則（以下「新規則」という。）様式第25号の2、様式第25号の3又は様式第25号の9を使用して行う新規則第15条の2又は第15条の7の規定による手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

企業局管理規程

みなと温泉館管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第3号

みなと温泉館管理規程の一部を改正する規程

みなと温泉館管理規程（平成10年鳥取県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p>（指定管理者となることができない法人等）</p> <p><u>第4条</u> 鳥取県議会の議員、知事、副知事、出納長、 <u>条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の候補者の選定の決定に關与する県の職員並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人その他の団体は、指定管理者となることができない。</u></p>
<p>（料金）</p> <p><u>第4条</u> 略</p>	<p>（料金）</p> <p><u>第5条</u> 略</p>
<p>（規則）</p> <p><u>第5条</u> 略</p>	<p>（規則）</p> <p><u>第6条</u> 略</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。